

第39回（平成29年6月16日）

○福浦総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、大滝委員が御欠席でございます。

以後の会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いをいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第39回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「個人情報保護法第24条に係る委員会規則の方向性について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 個人情報保護法第24条に係る委員会規則の方向性について、説明させていただきます。

資料1にございます「1. 背景」でございます。個人情報保護委員会は、国境を越えた個人データの流通が増大する中、その円滑な移転を確保するための環境整備に取り組んでいるところでございます。

その中で、日EU間の個人データの移転につきましては、相互の円滑な移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会司法総局との間で累次の対話を重ねてきており、互いの個人情報保護制度に関する理解が進んでいるところでございます。

こうした状況を踏まえ、個人情報保護法第24条における外国指定に関する委員会規則について、次のような考え方を軸に検討を進めることとしたいと考えております。

「2. 規則の方向性」でございます。委員会規則に、次の①～⑤を外国指定に当たっての判断基準として盛り込む方向で検討をさせていただければと考えております。

①個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者の義務に関する規定に相当する規定又は規範があること、また、これらを遵守する態勢が認められること。

②独立した個人情報保護機関が存在し、当該機関が必要な執行態勢を確保していること。

③我が国としてその外国を指定する必要性が認められること。

④相互の理解、連携及び協力が可能であること。

⑤個人情報の保護を図りつつ相互の円滑な移転を図る枠組みの構築が可能であること。

以上でございます。

「3. 個別の外国の定め方」でございます。個別の外国につきましては、上記の委員会規則に基づき告示において規定することを検討しております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。

今回の個人情報保護法の改正に当たっては、個人データの相互の移転がやりやすくなるということを企業がとても期待しています。最近では個人情報保護法の相談ダイヤルにも、具体的な外国指定は決まったかという問合せも散見されています。

しかしながら、相互理解や相互の枠組みの構築をすることが望めない外国については指定すべきでないので、具体的な外国指定の際にはその点をしっかり確認していく必要があるということで、規則の方向性を今回、このように示していただいで一步前進しました。この中に、規定を遵守する態勢や、必要な執行態勢など、相手国を見極めるポイントが今回示されており、大変よいのではないかと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 個人データの円滑な移転というのは、本当に非常に重要な問題だと思っております。そして、そのための環境整備は欠かせないことだろうと思っております。

しかしながら、日本の個人情報保護制度に相当する制度を持っているというだけではなかなか難しく、制度の執行態勢やその国との協力関係をいかにして築いていけるかということが非常に重要ではないかと思っております。その点からしますと、こういった形で委員会規則の中で判断基準を定めていくということは非常に有意義であると思っておりますし、必要なことであると考えております。

また、透明性を確保するという観点からも、どのような国が対象となり得るかということ規則で示していくということも非常に重要なことではないかと評価したいと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、2人の委員から意見表明がありました。国内でも情報をやり取りするときには、保護措置が講じられていることが前提になります。国と国の間のクロスボーダー・データ・フローの場合も当然ながらきちんとした保護措置がとられている必要があります。

そういう点で、改正個人情報保護法で第24条が入ったということ自体が大変重要な意味を持っています。実際にこれをどうするかということは、当委員会の規則で定めるところに委ねられていることがありまして、この点についてはまだ規則を制定しておりません。今回、その方向性を示すこととなります。今後、更に検討していくこととなりますが、これを基に規則案を検討していきたいと思っております。

ほかの国の保護制度が実際にどのように運用されているかということは、相互に意見交換等しながら検討しないと分からないところもありますので、そういう意見交換等に精力的に取り組んでいきたいと思っております。

このような方向性で検討を進めていくこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、議題2「個人情報保護委員会事務局組織規則の一部改正(案)について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2をご覧ください。事務局組織規則の改正(案)についてお諮りいたします。

平成29年度機構・定員要求におきまして、平成29年7月1日から、事務局の企画官2名の増員が認められましたことから、当該結果を踏まえまして、事務局組織を改正するものでございます。

これに伴いまして、事務局の企画官は4名から6名、事務局総務課に置かれる企画官2名、調査官1名と合わせまして、合計で企画官(調査官を含む)は9名となります。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

特に御発言はありませんので、原案のとおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に議題3「その他」です。「農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書の公表について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 農水産業協同組合貯金保険機構が作成した「農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書」につきましては、前回の委員会において御承認いただいたところです。承認の際に御決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、5月29日付でマイナンバー保護評価Web及び農水産業協同組合貯金保険機構のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので報告いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

何か御質問等がありますでしょうか。

それでは、この件については報告を受けたということですのでよろしいかと思っております。ありがとうございました。

それでは、其田事務局長から御発言をお願いします。

○其田事務局長 1つ報告させていただきたいと思っております。

5月30日に改正個人情報保護法が無事、混乱なく施行されました。今まで様々なルール

の検討などで本当に御負担をおかけしまして、ありがとうございました。

それで、5月30日に委員長のメッセージをホームページに掲載させていただいております。その後、一番心配いたしました相談室の状況も、施行直前が非常に多くてピークになりまして、1日200件を超える御相談が寄せられました。皆さん、一生懸命対応していただいて、これも大過なく対応できているかなと思います。

施行後は大分落ち着いてまいりまして、日々120～130件程度かと思います。恐らく、やはり日本の企業は、施行の前までにきちんと社内のルールなどを整備したいということで、施行直前が恐らくピークになったのかなと思っております。

それから、漏えいなどの大きな事故も今のところは起きておりませんで、細かいものは幾つか来ておりますけれども、混乱なく走り出しましたという報告でございます。ありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。

5月30日は大きな節目になりました。引き続きよろしく申し上げます。

委員長メッセージを出しましたところ、いくつか私あてにメールが届きました。これまでの努力を評価するもの、メッセージを一言一言かみしめて読んだというもの、メッセージをコピーして配ったというものなどがありました。

認定個人情報保護団体の、個人情報保護指針の変更も進んでいるということで、これから当委員会としては個人情報保護法の監視・監督に当たっていきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局におかれましては、これまで政令案、規則案、ガイドライン案等々の策定に御尽力いただきましてありがとうございます。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

それでは、本日予定してました議題は以上です。本日の会議の資料につきましては、準備ができ次第、委員会のホームページで公表したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 では、そのようにさせていただきます。本日の会議は閉会します。

今後の会議の日程につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、6月30日金曜日の10時半からこの会議室で行います。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は以上でございます。誠にありがとうございました。